

第134回  
青森県都市計画審議会  
議事録

平成24年3月26日（月）

日 時：平成24年3月26日（月） 午後1時30分から

場 所：青森国際ホテル 芙蓉の間

出席者：委員 佐々木 弘子

委員 山本 恭逸

委員 氏家 良博

委員 田中 正子

委員 藤村 幸子

委員 伊勢 敬久 （代理：斉藤 紳治）

委員 佐藤 憲雄 （代理：佐藤 吉治）

委員 徳山 日出男 （代理：樋口 和則）

委員 清谷 伸吾 （代理：田中 和男）

委員 山本 有一 （代理：山口 浩）

委員 森内 之保留

委員 西谷 洌

委員 白石 洋

以上13名出席

案 件：議案第1号 黒石都市計画道路の変更（青森県決定）について  
議案第2号 青森都市計画道路の変更（青森県決定）について  
議案第3号 三沢都市計画道路の変更（青森県決定）について  
議案第4号 十和田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
（青森県決定）について

(事務局)

ただいまから、第134回青森県都市計画審議会を開会いたします。会議に先立ちまして、本日出席いただいている委員の皆様を紹介させていただきます。

第1号委員は、学識経験を有する皆様方でございます。  
会長の青森公立大学教授 山本恭逸様でございます。  
青森県ビックウーマンの佐々木弘子様でございます。  
弘前大学教授の氏家良博様でございます。  
社団法人青森観光コンベンション協会の田中正子様でございます。  
はちのへ女性まちづくり塾生の会の藤村幸子様でございます。

第2号委員は、関係行政機関の皆様方でございます。  
東北財務局青森財務事務所長の伊勢敬久様でございますが、本日は代理として齊藤紳治様が出席されております。  
東北農政局長の佐藤憲雄様でございますが、本日は代理として佐藤吉治様が出席されております。  
東北地方整備局長の徳山日出男様でございますが、本日は代理として青森河川国道事務所の樋口和則様が出席されております。  
東北運輸局長の清谷伸吾様でございますが、本日は代理として青森運輸支局の田中和男様が出席されております。  
青森県警察本部長の山本有一様でございますが、本日は代理として山口浩様が出席されております。

第4号委員は、県議会の議員の方でございます。  
森内之保留様でございます。  
西谷洸様でございます。

第5号委員は、市町村議会の議長を代表する方でございます。  
青森県町村議会議長会会長の白石洋様でございます。

本日の出席状況につきましては、委員17名のうち、13名が出席されており、出席者の総数が過半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をさせていただきます。前回から引き続き幹事を務めております、青森県県土整備部都市計画課長の筒井清二です。青森県県土整備部建築住宅課長の木村勝美です。

本日は、青森県から付議された4件の議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、お配りしております資料の確認を行わせていただきます。

1ページに第134回青森県都市計画審議会次第、2ページに委員名簿及び出席状況、3ページに委員席図となります。

議案書です。

A3判横の議案第1号から第4号までの参考資料です。

A4判縦の資料1が「整備、開発及び保全の方針」の案です。

A3判横の資料2が「整備、開発及び保全の方針」の新旧対照です。

不足などございましたら事務局までお申し付け下さい。

それでは、青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして会長が会議の議長となりますので、山本議長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(山本議長)

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで慣例によりまして、私の方から議事録署名委員お二方を指名させていただきます。佐々木委員と藤村委員にお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。本日は4件ございます。まず、議案第1号「黒石都市計画道路の変更（青森県決定）」について、ご審議をお願いいたします。議案の内容につきまして、事務局の方からご説明をお願いします。

（事務局）

それでは、議案第1号「黒石都市計画道路の変更（青森県決定）」について、説明させていただきます。

はじめに都市計画道路やその見直しの背景などについて、前回の審議会と同じ内容になりますが、改めて説明いたしまして、その後に、具体的変更について説明させていただきます。

正面のスクリーンをご覧くださいながら、説明をお聞きいただければと思います。

まず、都市計画道路についてです。都市計画道路とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、つまり、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するため、都市計画法に基づいて決定している道路のことです。

次に、目的とその効果です。都市計画道路に決定することにより、事前にそのルートを示すことができ、その決定された範囲には建築制限（一定の私権制限）がかかるほか、事業認可を得ることで土地の収用が可能になるなど、道路の建設を円滑に行うことができますようになります。

この建築制限について、簡単に説明いたします。この図は、建築制限のイメージを図に示したものです。この黒い線が現在の道路の幅を示した線です。この青い点線が、都市計画道路の幅を示す線です。建築制限を受けるのは黒い線と青い点線の間区域になり、ほとんどが民間の土地となっております。

この制限区域において、基本的には建築物を建てる際は2階以下で地階を有しない建築物であり、かつ比較的容易に移転できる木造等の建築物でなければ建築することができないこととなります。

また、都市計画道路を整備する事業を通常、街路事業と言っており、例えば、現道の幅員が8mの道路について、幅員16mで都市計画決定されている場合、計画区間を一律に計画決定幅の16mで整備する事業のことです。

この写真は、街路事業の整備後の写真です。すべての区間が計画決定幅で整備されています。都市計画決定を行い、街路事業を実施することにより、このような整備が可能となります。

都市計画道路を取り巻く環境について、4点ほどございます。

まず、1点目として、県全体の人口は、平成17年の国勢調査では約143万人となっていますが、厚生労働省の施設機関である国立社会保障・人口問題研究所の推計では、30年後には約3割減少する予測となっています。

2点目として、国土交通省では将来交通の需要予測を5年ごとに出しております。その交通需要予測値を、近年は、常に実績値が上回っておりましたが、平成18年に-5.8%と下回りました。

3点目として、青森県の自動車保有台数がはじめて平成19年から減少し始めております。

4点目として、社会資本整備費の縮小が続いております。このような中で、事業効果を上げるよう選択と集中により事業を行う必要があり、さらに現道等の既存ストックの活用が求められています。

都市計画道路は、高度経済成長期の人口増加、右肩上がりの経済成長、交通量の増大、市街地の拡大などの時代にその多くを決定しております。しかしながら、今、説明いたしましたように、人口の急激な減少、経済の低成長、交通量の減少、自動車保有台数の減少など、社会経済情勢の変化を踏まえ、今回、全体的な見直しを行なっているものでございます。また、国でも、こうした状況を踏まえ、都市計画道路の見直しを行うよう各自治体へ働きかけております。

見直しに当たっては、都市計画道路としての必要性、代替道路の有無、事業実現性、将来交通需要推計の結果等を総合的に勘案し、都市計画道路の見直しパターンを、1. 継続、2. 変更、3. 廃止の3パターンに分類しております。

このうち、変更につきましては、将来交通需要推計の結果から、現況道路幅員に合わせて計画幅員を変更することが妥当と判断された路線、事業実現性が

ら現況道路に合わせて計画線形を変更することが妥当と判断された路線などが該当します。

また、廃止につきましては、代替道路の有無や将来交通需要推計を勘案した結果、都市計画道路として一律の幅員で整備する必要性が低いと判断された路線等が該当します。

今回の見直しにより、都市計画道路を廃止したからといって、その道路を今後整備しないということではございません。例えば、部分的に通学路等のため歩道の整備が必要な場合は、街路事業で路線全線を同じ計画幅で一律に整備するのではなく、歩道だけの整備を行う、あるいは、交差点の混雑が激しい場合は、交差点改良や右折や左折レーンの部分拡幅を行うなど、交通環境や整備の緊急性等を総合的に考慮しながら、その地区にあった局部改良を行うなど、現在の道路（ストック）を最大限に活用した整備手法に方向転換していくということでございます。

また、都市計画決定している道路の区域には、大部分の民間の土地が含まれています。その区域は、都市計画決定している間、建築制限がかかった状態が続くということです。将来の都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには長い期間を要することから、その建築制限は必要となりますが、特に交通需要の増加が見込まれない都市計画道路は、見直しを行い、建築制限を外す必要があると考えています。

今後も都市計画道路を取り巻く環境の変化が予想されることから、おおむね5年ごとに定期的な見直しを行うこととしております。

それでは、黒石都市計画道路の具体的な変更内容について説明いたします。お手元の資料のうち、議案書は1ページから、参考資料も1ページからとなります。

参考資料の2ページの表をご覧ください。変更路線は、3路線となります。このうち2段目の3・4・2号黒石平賀線と3段目の3・4・4号福民境松線の2路線につきましては、黒石市決定による都市計画道路の廃止に伴う交差数の変更だけで、道路形態などの実質的な変更はございません。なお、この黒石市

決定につきましては、平成24年1月13日開催の黒石市都市計画審議会において、原案どおり可決されております。

①の3・3・1号弘前黒石線につきましては、交通需要の増加が見込めないこと等から都市計画道路の一部を変更するものです。

それでは、正面のスクリーンをご覧ください。①の3・3・1号弘前黒石線は、黒石市迫子野木を起点に、浅瀬石を經由して石名坂に至る路線で、道路名では国道102号となります。延長5,370mのうち3,630mについては改良済みとなっております。改良済み区間については、車線数を4車線に決定します。

未改良区間の1,740mについては、幅員14.0m、2車線で整備がされております。今後の交通需要の増加が見込めないことから、計画幅員を22.75mから現況の幅員である14mへ変更し、併せて車線数を2車線に決定するものです。

今回変更対象となる未改良区間の写真です。幅員が14.0mの2車線で整備されており、両側に歩道が整備されております。

以上で、黒石都市計画道路の変更に関する説明を終わらせていただきます。

なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成24年2月9日から22日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(山本議長)

ただいま説明のありました議案第1号につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(東北運輸局)

一つだけ確認をしたいのですが、本文と補足の方で、変更後4車線となっているのは、2車線の誤りということよろしいでしょうか。

(事務局)

現在の路線の延長が5, 370mですが、この半分以上を占める区間の車線数を代表車線数といいます。区間としては改良区間が4車線、今回変更する1, 740mの区間が2車線なのですが、このうち代表車線数は半分以上を占める4車線のほうの区間になります。そのため4車線と表記しております。

(東北運輸局)

わかりました。

(山本議長)

ほかにご質問等ございますでしょうか。

特にないようですのでお諮りいたします。議案第1号については、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山本議長)

それではご異議ないようですので、議案第1号については原案どおり決することといたします。

次に、議案第2号「青森都市計画道路の変更（青森県決定）」について、ご審議をお願いします。議案の内容について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは議案第2号「青森都市計画道路の変更（青森県決定）」について、説明させていただきます。議案書は4ページから、参考資料は3ページからとなります。

今回変更となる路線は、3・4・24号筒井大矢沢線です。青森市の筒井地区から市内幸畑地区を結ぶ主要幹線街路で、主要地方道青森田代十和田線の一部となります。計画延長3, 170mのうち、起点から3・2・3号外環状線

までの1, 695mが未整備となっております。このうち、起点から3・2・2号内環状線までの約800mの区間については、青い森鉄道筒井駅（仮称）のアクセス向上と、駅利用者の利便性向上を目的に整備を図ることとしております。

当該区間の都市計画決定幅員は17m（うち歩道幅員4.0m）、内環状線との交差点部は幅員19m（うち歩道幅員4.0m）ですが、道路整備が周辺環境に与える影響を最小限に抑えるため植樹帯などの幅員を除いた形で幅員の見直しを行った結果、標準部の幅員を15m（うち歩道幅員3.0m）に、内環状線との交差点部は幅員18m（うち歩道幅員3.0m）に変更するものです。

これによりまして、道路として必要な機能は保持しつつ、工事に伴う移転家屋数を減らすことができます。また、地域コミュニティが維持されることにより、筒井駅を中心とした地域づくりに寄与することとなります。

スクリーンの変更前の断面図には、街路樹のイメージを載せておりますが、変更前の歩道幅員は街路樹を植栽するためのスペースである植樹帯を含む4.0mとなっております。変更後は植樹帯の幅1.0mを減じて幅員3.0mとなりますが、歩道機能は従前と同じ幅で確保され、利便性は変わりません。

これは起点側から筒井駅方向を撮影した写真です。従前の計画幅員17.0mの場合、黄色の線で示されたラインが道路と民地の境界線となります。これにより、黄色でハッチングされた家屋が移転対象となってしまいます。

今回、計画幅員を15.0mに変更することにより、赤で示されたラインが道路と民地の境界線になります。これにより、移転家屋数を減らすことができ、地域コミュニティの維持に繋げることができます。

以上で、青森都市計画道路の変更に関する説明を終わらせていただきます。

なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成24年1月31日から2月13日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(山本議長)

ただいま説明のありました議案第2号につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(森内委員)

青森市に筒井駅ができるということでしたが、私は地元の者なので、場所についてはスクリーンを見れば大体はわかるのですが、詳細がよくわかりません。地図を見てもおおざっぱで、どこがどうなっているのか。

(スクリーンの地図を指して) あそこは高架橋の下、線路と道路がぶつかるところですよ。その拡大図を示していただければ、私たちも分かりやすいのですが、この地図を見ただけではよくわかりません。

(事務局)

おっしゃるとおり、参考資料に載せている総括図だと小さすぎて、スクリーンだと大きすぎるという感じがあったかと思います。筒井小学校と青森高校の交差点からガード下に向かってきて、ガード下を過ぎたところから県道を外れて、市の街路である内環状線にぶつかる路線でございます。この800mの路線を今回変更いたします。

地図のピンクで塗っている部分が筒井駅と広場ができるところでございます。その左下の団地からくる人、県道から中学校、高校へ行く人が主交通となると思われるということで、まずは青森高校横のコンビニのところからガード下までのところを優先的に計画決定し、事業に向けた決定変更を行っていかうということで動いております。

(森内委員)

現況の写真についても、起点となる箇所を含めてもらった方が分かりやすいと思います。また一方向からだけでなく、逆方向からの写真もあった方がいい。青森市に住んでいる人ばかりではないので、そうしたことも配慮してもらいながら、お手数でも写真の枚数を多くしていただきたいと思います。

計画については異存ありません。

(事務局)

ご意見を参考とさせていただき、今後資料を充実させていきたいと思えます。

(山本議長)

ほかにご意見等ございますでしょうか。

(氏家委員)

高校や中学校がそばにあって、しかも新しい駅ができて、南の方には団地がある。今問題になっている学生の自転車通学などで、これからも非常に交通が活発になるのではないかと思います。ですので、幅員を広げることができるのであれば、今回の変更のように狭めるよりは、広げた方がよいと思えます。新駅ができた後の交通量の予測なども踏まえた上で、こういった変更内容となっているのでしょうか。

(事務局)

車の通行に関しては、2車線あれば足りると思えます。また、青森市には雪の問題もありますので、冬期間の堆雪場所として、車道の横に1.5mの広めの路肩を設けております。路肩は普通の道路ですと50cmか75cmですが、積雪の問題をクリアするために、このように広めに設けております。

今回植樹帯をなくすことで、歩道の幅は4mから3mになるのですが、ここは住宅地ということで、住宅の出入り口が連続しています。また、車の出入りもあるため、街路樹自体がその支障になる恐れがあります。それから、先程委員がおっしゃったように、駅を利用する自転車も増えてくると思えます。そうすると、車を出すときに街路樹が視線を遮って、交通事故を誘発する恐れが高くなります。

また、植樹帯をなくすことによって歩道全体の幅員も狭くなるので、移転する家屋を減らすことができます。筒井駅の開業には遅れざるを得ないのですが、移転する家屋を減らすことによって工期が短くなり、効果の発現も早まります。またコストの縮減にも繋がります。こういったことを総合的に判断し、今回の変更としました。

(氏家委員)

わかりました。

(山本議長)

ほかにご質問等ございますでしょうか。

ないようですのでお諮りいたします。議案第2号につきまして、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山本議長)

それでは議案第2号につきましては、原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第3号「三沢都市計画道路の変更（青森県決定）」について、ご審議をお願いいたします。議案の内容につきまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは議案第3号「三沢都市計画道路の変更（青森県決定）」について、説明させていただきます。議案書は7ページから、参考資料は5ページからとなります。

今回変更対象となる路線は2路線となっております。それでは、各路線について説明していきます。

まず①の3・4・3号中央町金矢線についてです。中央町金矢線は、三沢市街地南部を東西に貫き、三沢市古間木地区及び春日台地区と中心市街地を接続する主要幹線街路です。終点部の3・5・3号三沢春日台線との交差点部にお

いて、法面等の範囲が明確になったことから、必要な区域について追加するものであります。

次に②の3・5・3号三沢春日台線についてです。三沢駅西口を起点として、3・4・3号中央町金矢線まで連絡する主要幹線街路です。終点部の3・4・3号中央町金矢線との交差点部において、道路構造令に照らして交差角度や縦断勾配の再検討を行った結果に基づき、交通流の円滑処理のために線形を変更するとともに、起点側については、計画幅員と同じ12.0mで整備されていることから現道に合わせて線形を変更するものです。また、法面等の範囲が明らかになったことから、必要な区域について追加するものです。

(スクリーンを指して) これは街路事業イメージですが、左上の市街地部では街路沿線が平坦であるため計画幅員にある一定の幅員のままで街路整備が可能ですが、郊外部等の地形の起伏が著しい地域では、右下の写真のように計画幅員のほかに、土を削って、あるいは盛ってできる斜面、つまり法面となる区域が必要となります。今回は、この法面部について、範囲が明確になったことから追加するものです。

中央町金矢線のうち、3・4・4号春日台十和田線と3・5・3号三沢春日台線との交差点付近の写真です。両側に法面が形成されておりますが、道路区域として必要な範囲を追加決定します。

三沢春日台線の現道の写真になります。幅員12mで両側に歩道が整備されております。

以上で、三沢都市計画道路の変更に関する説明を終わらせていただきます。

なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成24年2月9日から22日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(山本議長)

ただいま説明のありました議案第3号につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(各委員)

なし。

(山本議長)

それではお諮りいたします。議案第3号につきまして、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山本議長)

それではご異議ないようですので、議案第3号につきましては原案どおり決することといたします。

最後に、議案第4号「十和田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）」について、ご審議をお願いいたします。

議案の内容につきまして、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第4号について説明させていただきます前に、まず、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、前回の審議会と同じ内容になりますが、改めて説明させていただきます。

整備、開発及び保全の方針は通常「区域マスタープラン」と呼んでおりますが、平成12年の都市計画法改正により、すべての都市計画域で定めることとなり、平成16年に県内の全ての都市計画区域で決定しております。県では、おおむね5年ごとの都市計画基礎調査などを踏まえ、見直し作業を進めており、これまで20の区域で見直しを終えております。

国の都市計画運用指針では、整備、開発及び保全の方針は、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的方向を定めるものであり、用途地域、道路や土地区画整理事業など、具体の都市計画を実施するうえで、土地

利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの方向性を示すものとなっております。よって、この決定により具体的に土地に規制がかかるとか、道路の整備を行うといったものではありません。

整備、開発及び保全の方針において定めることは、大きく3点あります。

①都市づくりの基本理念、市街地像

②区域区分を行うかどうかの選択

③主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についての方針

などを定めることになっております。

今回の見直しにあたっては、概ね5年ごとに行っている都市計画基礎調査の結果や、先ほど都市計画道路の見直しの説明時に申しましたが、本格的な人口減少時代の到来や少子高齢化の進展、地球規模の環境問題、財政的な制約の顕在化等の社会情勢の変化を踏まえて行っております。

これらの状況を踏まえて、全県的な見直しを行っておりますが、その見直しにあたり、2つの視点、

①コンパクトな都市づくり

②優良な農地や身近な自然・緑地の保全

の2つの視点で見直しを行っております。

この2つの視点について簡単にご説明いたします。1つ目の「コンパクトな都市づくり」ですが、これは市街地を縮めるという形態的な概念ではなく、現在の市街地をむやみに広げるのではなく、原則として、新たな市街地の拡大は行わず、既存ストックを有効に活用しながら、まちなかに商業、業務、住居などの都市機能を集めた都市づくりを行うことで、市街地と農地などの郊外の環境が良好な状態で保たれ、かつ、歴史的・文化的資源も保全されることにより、持続可能な都市づくりを進めるということです。

2つ目の「優良な農地や身近な自然・緑地の保全」ですが、これは市街地周囲に広がる比較的大規模な優良農地が本県の農業の発展に欠かせない重要な資源であり、また、身近な里山や自然環境は心に潤いを与え、郷愁を誘う農村景

観を形成するなど住民にとってかけがえのない存在となっております。「農林漁業との健全な調和を図る」という都市計画の基本理念に基づき、現在ある優良な農地や身近な自然・緑地を保全する都市づくりを進めるということです。

続いて、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しの状況について、簡単に説明いたします。

参考資料の7ページにも記載しておりますが、赤枠で囲んである十和田都市計画区域が今回の審議会にお諮りするものです。また、青枠で囲んである20の都市計画区域は前回までにご審議いただき、既に変更されているものです。残りの3区域につきましては、今後、変更内容がまとまり次第見直しをする予定となっております。

整備、開発及び保全の方針の参考資料としては、お手元のA4縦の右上に資料1と記したものと、A3横の新旧を対照した右上に資料2と記したものになります。本日は、A3横の新旧を対照した資料と正面のスクリーンをご覧くださいながら説明をお聞きいただければと思います。なお、本日の説明において、A3横の新旧を対照した資料について、「区域マス資料」と省略して呼ばさせていただきます。

「整備、開発及び保全の方針」の説明に関しては、主に

- ・目標年次
- ・区域区分の選択
- ・都市づくりの基本理念

を中心に説明させていただきます。

それでは、議案第4号 十和田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について説明させていただきます。

議案書は10ページからとなります。また、区域マス資料、右上に「資料2」と記してあるA3横の資料をご覧ください。左側が変更前で、右側が変更後の新旧対照としております。朱書きしているところが変更箇所です。

まず、スクリーンをご覧ください。これが十和田都市計画区域で、十和田市の東側、旧十和田市の中心市街地を中心とした区域となっており、七戸、上北、六戸、五戸の都市計画区域と接しています。

次に、区域マス資料の1ページをお開き下さい。  
目標年次ですが、おおむね20年後ということで、平成42年に設定しております。前回は基準年を記載しておりましたが、これは検討の参考とする国勢調査の実施年を記載していたものであり、今回の見直しでは平成17年となります。しかしながら、実際に検討を行った時期と相違があることから、今回は記載をしないことといたしました。

続いて区域マス資料2ページをお開き下さい。都市づくりの基本理念について説明いたします。

十和田都市計画区域は、本県東南内陸部ほぼ中央に位置する上北圏域の中心都市のひとつです。開拓により整備された整然とした区画の市街地が形成されており、国道や主要地方道が縦横に走る交通の要衝地でもあります。

この区域では、圏域の中心都市として自然との共生を基本としながら、美しい景観と快適な地域空間を創造する、『感動・創造都市～人が輝き 自然が輝き まちの個性が輝く理想郷～』を都市づくりの基本理念としております。

この基本理念に関しましては、平成23年3月に策定しました十和田市都市計画マスタープランを尊重し、引用しております

以下、3つの観点で基本理念を整理しております。

1点目の「豊かな心をはぐくみ、安心・安全なコンパクトな都市づくり」においては、中心市街地での、商業施設の集積などにより、定住人口の確保を目指し、安心して安全なコンパクトな都市づくりを進めることや、十和田市現代美術館との連携による中心市街地活性化をするとともに豊かな心を育む都市づくりを進めることとしております。

2点目の「人と自然が共生する都市づくり」においては、市街地を取り囲む豊かな自然環境を保全するとともに、市街地内では稲生川などの自然空間を活

用し、豊かな環境を持つ市街地としての都市づくりを進めることとしております。

また、3点目の「広域高速交通体系を活かした産業、観光振興を強化する都市づくり」においては、広域都市圏の交流連携を強化するとともに、新幹線などの広域高速交通体系を活かした十和田湖などの観光資源と連携する観光交通ネットワークを再構築し、観光振興の強化を図るとともに、農林水産業、商工業の振興を強化する都市づくりを進めることとしております。

次に区域マス資料5ページをお開き下さい。区域区分制度を適用するかどうかの選択です。

現在、十和田都市計画区域では区域区分を定めていない、つまり、市街化区域と市街化調整区域に分れていない、いわゆる非線引き都市計画区域となっております。本区域においては、前回、増加傾向であった人口が減少傾向となっております。また、製造品出荷額等は横ばい傾向にあるものの、商業販売額は減少傾向にあります。

このことから、当区域では、強い市街化圧力もなく、今後急激に産業が拡大する可能性も低いことから、これまでと同様に区域区分は定めないとします。

続いてそのほかに変更した主な点として、十和田観光電鉄の鉄道が廃線となることから、これに関わる表現を修正しています。特に区域マス資料の9ページでは、主要な施設の配置の方針のその他として、鉄道の項目がありましたが、十和田観光電鉄線が廃線となるとこの区域に鉄道がなくなりますので、これを削除しております。また、都市計画道路については、既に整備が終わったものは削除しております。

以上が十和田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要でございます。

なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成24年2月9日から22日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(山本議長)

ただいま説明のありました議案第4号について、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

(西谷委員)

私は弘前市選出の議員で、十和田市のまちづくりに異論を申し上げるつもりはございませんが、ちょっと確認します。

十和田は今から20数年前、アグロポリスという国の政策にいち早く手を挙げて、指定された都市でした。要するに、農村という背景の中で、十和田の町がどのような経済環境の中で生活していくかということを目指していたのに、そのアグロポリスをやめてしまいました。

今回のまちづくりの基本理念の中で、田園ゾーンが、元々は農林調整を行いながら農地・集落地の生産環境を良くするという方向から変わったわけです。

「農村集落の定住環境を整備する」というのは、ちょっと意味が分かりにくいですが、ともかく、今の十和田は美術館を中心とした、一つの文化都市のようなイメージに変更しようとしているのかわかりませんが、まちづくりの基本理念はどこを目指しているのか。何で食っていくのか、という産業構造の点が曖昧になってしまっている気がするのですが、その辺の考え方はどうなっているのでしょうか。

(事務局)

農業主体なのか、都市的な工業・商業主体なのか、方向性がバラバラでよくわからないというご指摘かと思いますが、あくまでもこれは都市計画という目線からまちづくりをどのようにしていくかということでございます。少なくとも、先生のおっしゃったような中心市街地縁辺の優良な農地については、今後とも保全して行くという方針です。

また「定住環境の整備」ということについては、都市計画の施設として下水道などの生活環境の整備をしていくということです。市街地のように人が多く住んでいるところでなくても、そういった環境に配慮した整備が必要だろうということで、そのような表現にしています。農業を基盤としたエリアはエリアとして、都市計画的にも守っていこうということでございます。

従来からの街、商工業活動が中心の街については、文化的なもの、あるいは高速交通体系や新幹線といったものを活用しながら街の活性化につなげていこう、という方針でございます。

(西谷委員)

新幹線の駅ができて、十和田湖の入り口としてのイメージがある程度わかりやすくなりました。そういう意味では、観光に力を入れるということはいい方向だと思います。でも観光だけで、というのはちょっと気になります。やはりあそこは観光産業と農業振興という二つの面をもっと強烈に出したほうが、将来が開けるのではないかと思います。

(事務局)

おっしゃるとおりで、今ご指摘いただいた点が、「広域高速交通体系を活かした産業、観光振興を強化する都市づくり」ということで、新旧対照の2ページ目に記載されております。その最後に「交通体系の優位性を活用した農林水産業、商工業などの振興を強化」していくと記しているように、いろいろな分野に高速交通体系の優位性を活かしていきたい、ということで考えております。

(西谷委員)

わかりました。弘前のライバルになりそうなので、少し気になったもので。

(山本議長)

ほかにご質問等ございますでしょうか。

(農政局)

1つ目は青森県の場合、都市計画区域は24区域で、そのうち20区域は見直し済み、今回は十和田を見直すということで、残りの3つはどこになるのでしょうか。

もう1つは、資料の1ページに「目標年次」がございます。基準年については、先程ご説明いただいた理由により省略するということでしたが、それで良

いのでしょうか。目標年次ですから、どのようなものも大体基準年というものを記載するものかと思います。省略しても支障がないものなののでしょうか。

(事務局)

1点目ですが、東北、上北、八戸の3つが残っております。

2点目の目標年次につきましては、データとしては、平成22年の国勢調査のデータがまだ整っておりませんので、17年のものをベースにして推計をしたものでございます。見直しを行った時期から概ね20年先を見越して将来像を示すということになってございますので、見直しを行った22年から20年後の42年を目標として設定しております。

(農政局)

伺いたいのは、変更の見直しの決定に、基準年というものを示さなくても支障がないものなのでしょうか、ということです。お伺いすればおそらくそのようにお答えするでしょうし、当然基準年というものはあるというお話しはされると思うのですが、一般的に都市計画マスタープランを見た中で、基準年に触れている部分がない、ということで支障がないのでしょうか。

(事務局)

国の都市計画運用指針からすると、目標年の方は書かなければならないとされているのですが、基準年そのものについては、書かなければいけないとはされていなかったと思います。ですので、省略することに関しては問題ないかと思われまます。

ただ、委員のおっしゃっているように、基準がわからなければ目標も曖昧になってしまうのではないかと、ということもございます。一昨年から各マスタープランの見直しをする中で、目標年次は42年で統一されているものの、基準年については若干の違いがございます。そのため、全体的な統一を図るという意味で、基準年については省略させていただきました。

(農政局)

支障がなければ私は結構です。

(山本議長)

基準年は具体的に何年、というふうには明記されていないですが、22年を基準にしているのだろう、ということは分かります。なおかつ十和田電鉄の廃線の話が出たのは23年度になってからでございますから、この点は現状とあまり齟齬がないように、基準年が何年とは明示されていないけれども、現在議論されているところが一つの基準になっているという理解でよいかと思います。

(藤村委員)

これを県民、市民に公表したときに、「旧」の方は載らないわけですね。そうであればやはり、基準年をきちっと書かなければ、県民には理解してもらえないのではないかと感じます。あまりに省略されていて、わからない部分がたくさんある資料がこの頃多いので、できることならば省略していただきたいなと思います。

(山本議長)

本日の議案に関しては、基準年を入れるということよりもむしろ、区域マスタープランを作るにあたって、そのような方向でやってほしい、という主旨の発言と考えてよろしいですか。

(藤村委員)

はい。

(山本議長)

では事務局のほうも、そういったことを念頭に置きながら、区域マスタープランの議論をしていく、ということよろしいでしょうか。

(事務局)

承知しました。参考にしながら、今後見直しを進めて参りたいと思います。ありがとうございます。

(山本議長)

ほかにご質問等ございますでしょうか。

(氏家委員)

2つお聞きします。1つは、新旧対照の4ページの地図と、先程スライドで示していただいた地図が違うように見えたのですが。

(事務局)

(スライドの地図を指して) 赤い線は十和田都市計画区域を表しています。4ページ図1の「目標とする市街地像」に載せている地図は、概ね十和田市の行政区域でございます。このうち、赤い一点鎖線で示しているところが都市計画区域です。スライドの方にも、見えづらいのですが、赤い線が入っております、これらの範囲については両者で一致しております。

(氏家委員)

わかりました。もう1つはそれと関連するのですが、「旧」のほうは十和田湖町が区域に入っていないくて、「新」のほうでは入っていますよね。

(事務局)

これも、「旧」の時点では、十和田市には十和田湖町が含まれておりませんでしたので、十和田湖町が除かれた形で記されています。「新」のほうにつきましては、十和田湖町は十和田市と合併しておりますので、十和田湖町も含めて色を塗っております。

(氏家委員)

となりますと、1ページの「旧」と「新」それぞれの表で、区域の面積が変わっていないのはなぜなのでしょう。

(事務局)

1ページ目に書かれている「都市計画区域の範囲及び規模」というのは、あくまでも都市計画区域の範囲でありまして、その都市計画区域というのが、十

和田市の行政区域の一部になっております。都市計画区域そのものについては、変更しておりません。あくまでも十和田市の行政区域の一部として、都市計画区域があるということでございます。十和田市の行政区域はもっと広い範囲になりますので、その点につきましては「新」と「旧」で図を変更しております。ですが、1ページに掲載しているのは、あくまでも都市計画区域の面積でございます。

(氏家委員)

私は素人なので、用語が全然わからない。というよりも、先程藤村委員がおっしゃっていたように、一般の人が見れば、この図の全域が都市計画の区域だなと思うと思います。専門的には今お答えいただいたことでまったく間違いはないのですが。ですから、新旧対照の4ページの「新」の図1の面積は、1ページに記載されている数値ではないということなのかもしれませんが、要するに、どこが対象でどこが対象でないのか。1ページの数値は、4ページの「旧」のほうの図の面積を表しているのでしょうか。

(事務局)

違います。赤の一点鎖線内が都市計画区域ですので、17,000haというのは、あくまでもこの範囲の面積となります。

－氏家委員に個別に説明－

(山本議長)

ほかにご質問等ございますでしょうか。

ないようですのでお諮りいたします。議案第4号につきまして、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山本議長)

それではご異議ないようですので、議案第4号につきましては、原案どおり決することといたします。

これで、本日の案件は全て終了いたしました。つきましては、本件につきまして、青森県知事に対し、原案のとおり議決された旨、答申することといたします。

それでは進行を司会にお返しいたします。

(司会)

皆様方には、長時間に渡りご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、第134回青森県都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。